

静岡県告示第328号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、静岡県流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定する。

平成31年4月1日

静岡県知事 川勝平太

出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の別	指定した者の所在地及び名称
出納取扱金融機関	静岡市葵区呉服町1丁目10番地 株式会社静岡銀行
収納取扱金融機関	沼津市通横町23番地 スルガ銀行株式会社
収納取扱金融機関	静岡市清水区富士見町2番1号 株式会社清水銀行

附 則

この告示は、公示の日から施行する。